

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	くらし安全・消費生活課	整理番号	1-7
許認可等の種類	消費生活協同組合を継続する場合の認可			
根拠法令条例等・条項	消費生活協同組合法第63条第1項			
許認可等の概要	消費生活協同組合の継続をする場合は、知事の認可を受けなければその効力を生じない。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】消費生活協同組合法 第63条</p> <p>(解散組合の継続) 第六十三条 存立時期の満了によつて解散した場合には、組合員の三分の二以上の同意を得て組合を継続することができる。ただし、存立時期満了の日より一月以内に認可を申請しなければならない。 2 前項の継続に同意しない組合員は、組合継続の時に脱退したものとみなす。 3 第一項の場合には、第五十八条及び第五十九条の規定を準用する。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	4週間			
期間の制定根拠	【参考】「行政手続法の施行に伴う消費生活協同組合関係事務に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準の指針について」(平成6年8月31日社援地第104号)			